

国民健康保険税算定方法の見直しについて（令和3年11月8日）

算定方法の見直しの目的

国民健康保険制度は創設以来、各市町村運営でこれまで行ってきたところであるが、県内でも医療提供体制や医療費水準に差が生じている状況。一方で保険者努力支援制度においては、保険料水準の統一に向けたプロセスが評価の対象となっているが、各市町村の医療費水準などの平準化が伴わなければ難しいことから、茨城県は第一歩として算定方法の県内統一を行い、簡潔性・公平性を高め透明性を確保し、今後の医療費水準の平準化と保険料統一に向けた議論を進めていきたいと考えている。

算定方式の見直しの課題

- 国の方向性 … 平成30年度からの制度改正に伴う財政運営の都道府県単位化により、将来的な保険料水準の統一化を地域の実情に応じ議論を進め早期の実現を求めている。
- 県の方向性 … 制度改正以降、保険料水準の統一化に向けた検討の中で、第一歩として県内市町村の保険税(料)の算定方式の統一を令和4年度までに目指すこととしている。
- 2方式への課題
 - 応能割 所得割・資産割 → 所得割
 - 応益割 均等割・平等割 → 均等割
 - メリット
 - ・ 現在の4方式に比べ、単純化され簡潔明瞭であること
 - ・ 医療費との相対的な比較や被保険者数の推移といった将来予測が立てやすく、制度の持続可能性を高められる
 - ・ 資産割をなくすことで、2重課税といった懸念が解消できるほか、市外資産を所有している世帯との公平性を確保できる
 - ・ 制度創設時(S30年代)と比べ、現在の世帯構成は多様化し家族形態が大きく変わったことで、世帯平等割の意義が希薄化していること
 - ・ 近年増加傾向にある、単独高齢者世帯の負担解消
 - デメリット
 - ・ 資産割を廃止することで、所得ある方への増額がさげられない
 - ・ 平等割を廃止することで、均等割が増額となり、大家族、特に子どもが多くいる世帯に負担感が強くなる

現行税率の課題

- 10年間(H23～)税率の見直しを行っていないため、現在の社会構造や家族構成と乖離している。
- 制度改正前の医療給付費については、市で直接給付を行っていたため、この需用費を保険税の総額及び必要に応じ一般会計からの法定外繰入れを実施し収支としたが、改正後は県が財政運営の主体となったことから、県に支払う区分ごと(医療費・後期高齢者支援金・介護納付金)の事業費給付金が明瞭化されたことや、一般会計繰入金が厳格化されたことにより、必要な額をそれぞれ保険税により確保することが望ましくなった。

令和2年度決算の例 (歳出：事業費納付金 歳入：国民健康保険税 比較)

区 分	事業費納付金	割合	保険税(現調定)	割合
医療給付分	738,055 千円	(64.4%)	658,515 千円	(69.7%)
後期高齢者支援金分	301,229 千円	(26.3%)	219,592 千円	(23.3%)
医療費分(全被保者)	1,039,284 千円	(90.7%)	878,107 千円	(93.0%)
介護納付金分(40-65才)	106,316 千円	(9.3%)	66,129 千円	(7.0%)
合 計	1,145,600 千円	(100.0%)	944,236 千円	(100.0%)

(参 考) 事業費納付金及び税・繰入金等の推移(決算) [単位：千円]

区 分(科目)	H30	R01	R02
事業費納付金 ※	1,494,436	1,326,459	1,145,600
(+)激変緩和分	(66,511)	(59,176)	(51,190)
(+)剰余金精算	(-)	(-)	(53,143)
その他の給付金	22,529	14,093	16,292
歳出 合計 [(+)除く]	1,516,965	1,340,552	1,161,892
保険税(計)	1,005,719	955,929	925,648
県支出金	3,661	3,126	5,701
法定分繰入金	247,252	238,229	238,268
法定外繰入金(マル福・赤字)	134,463	137,557	14,463
基金取り崩し	150,000		
歳入 合計	1,541,095	1,334,841	1,184,080
歳入 - 歳出	24,130	△5,711	22,188
(実際の実質収支)	19,575	59,606	61,644

※事業費納付金は激変緩和分及び剰余金精算は含まない決算額

シミュレーションの条件等

- 皆保険制度の趣旨や国県の動向を踏まえ、赤字補てん目的等の法定外繰入は行わない
- 事業費納付金等所要額の確保(ただし大きく増減が生じないよう一定の配慮を講じる)
- 低所得者や所得がある方への偏りが過大とならないよう配慮する(応能：応益 = 5：5)
- 現在の社会構造や家族構成への配慮
 - ・ 単独世帯や大家族にあっても子どもへの負担は減らせるよう配慮を講じる
 - ・ 世代間や関連制度を踏まえること
- 令和4年度からの県内算定方式統一であることを踏まえ他市町村との比較分析を行う
- 税率改正に伴い税額の増減は避けられないことから、税率見直し前との増減幅を意識し最小限おさえること
- 以上の条件が満たされるよう、国県支出金や赤字補てんを目的としない一般会計繰入金、国民健康保険支払準備基金等を最大限に活用すること

令和4年度国保事業費納付金等の算定について

令和4年度県国民健康保険特別会計に係る決算剰余金の活用について

(1) 国保事業費納付金算定に係る決算剰余金に対する基本的な考え方

ア 一般被保険者分

決算において、歳入超過(剰余金が発生)となった場合は、翌年度予算へ繰越し、国保事業費納付金の縮減等に活用する。また、歳出増加による財源不足となった場合は、翌年度の国保事業費納付金に加算するものとする。

イ 退職被保険者等分

退職被保険者等分に係る決算剰余金については、返還金(療養給付費等交付金の返還)の財源として活用するものとする。

[令和2年度決算の状況]

区 分	決算額(千円)	一般被保険者分	退職被保険者等分
歳 入	261,811,583	261,811,583	0
歳 出	245,078,688	245,078,805	△117
翌年度繰越し	16,732,895	16,732,778	117

令和2年度決算の歳入から歳出を引いた形式収支は、約167億円の黒字となったことから、約167億円の決算剰余金については、翌年度へ繰越し、国保事業費納付金の負担軽減等に活用。

(2) 令和2年度決算剰余金の活用方法

ア 一般被保険者分について

○活用方法

決算剰余金については、まずは国庫支出返還金(療養給付費等負担金など)の財源として充て、残額を国保事業費納付金の負担軽減等に活用する。負担軽減にあたっては、保険料収納必要総額において、収入として計上することにより、県全体の納付金算定基礎額を縮減させるものとする。

令和2年度決算余剰金活用予定（負担軽減額見込額等）

・国庫支出金返還見込額	・・・	6,148,729千円
・医療費増嵩等への対応	・・・	1,043,552千円
・令和3年度納付金負担軽減	・・・	3,540,497千円
・令和4・5年度納付金負担軽減	・・・	6,000,000千円
	（ 合計	16,732,778千円 ）

繰越額から国庫支出金返還金を除いた一定額について、国保事業費納付金の負担軽減に活用する。既に決定済みの令和3年度に引き続き、新たに令和4年度及び令和5年度においても、市町村の納付金軽減措置を継続する。活用にあたっては、年度間の納付金負担の平準化を図るため、令和4年度から令和5年度までの2年間で計60億円を活用する。

ただし、今後の医療費の状況等により負担軽減額は増減するものとする。

【参考】 かすみがうら市の負担軽減見込額

令和3年度納付金負担軽減額	53,143千円
令和4年度納付金負担軽減額	45,000千円 程度